

## いわゆる淫行禁止規定、深夜外出の制限等に係る座長整理案

### 【基本的考え方】

- ・ 大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであること。
- ・ 県民総ぐるみで、深夜に外出している子どもに対し帰宅を促すなど、子どもを性被害から守る取組を強化することが必要であること。

## 1 いわゆる淫行禁止規定について

### 【威迫等による性行為又はわいせつな行為の禁止】

- ・ 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならないものとする。
- (罰則：2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を科するものとする。)

### 【座長整理案の考え方】

#### 1 立法事実の確認

- ・ 県警で公表した17事例中、2事例を除き、「威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて性行為又はわいせつな行為を行った」に該当する可能性が高い。
- ・ 全国で青少年保護育成条例による淫行処罰規定違反の検挙人数は、H25年は1,067人、H26年は1,045人である。

#### 2 規定の必要性

- ・ 真摯な恋愛を除く判断能力が未熟な子どもに対する性行為等には、既存の法令では対応できないケースがある。(刑法は、暴行・脅迫等が必要、児童福祉法は、事実上の支配関係利用が必要、児童買春禁止法は、金銭の供与等が必要などの処罰の要件がある。)
- ・ 既存の法令では対応できない立法事実が確認でき、規定の必要がある。
- ・ 子どもに心身に重大な被害を与え、その成長発達に著しい影響を与えるため、行為者には厳しい処罰が必要である。

#### 3 構成要件の明確化

##### (1) 「淫行」や「淫らな性行為」という表現は使わない

- ・ 多くの都道府県で使用する「淫行」、「淫らな性行為」(参考1)という表現は使用しない。

##### 【参考1】全国の青少年保護育成条例の規定例(40道府県)

「何人も青少年に対し、淫行(淫らな性行為)又はわいせつな行為をしてはならない。」

- ・ 「淫行」の明確性について、最高裁判決(参考2)において限定解釈のもとにその有効性が維持されたものの、同判決には反対意見(「淫行」及び「淫らな性行為」という表現から、通常の判断能力を有する一般人が最高裁判決が示す内容を読み取ることは困難である)があり、罪刑法定主義(明確性の原則)の要請から避けるとともに、県民に分かりやすい規定の仕方が求められているため、本県では採用せず、具体的な表記により限定化し構成要件の明確化を図る。

・「性行為」とは、「性交及び性交類似行為」と同義であり（昭和40年7月12日新潟家裁長岡支部決定）、「わいせつな行為」とは、「いたずらに性欲を刺激興奮せしめたり、その露骨な表現によって健全な常識のある一般社会人に対し、性的羞恥心及び嫌悪の情をおこさせる行為」（昭和39年4月22日東京高裁判決）である。

## （2）最高裁判例をさらに限定した規定

- 最高裁判例の第一類型中、
  - ・「誘惑」は、通常の恋愛でもありうることから、採用しない。
  - ・「威迫」、「欺罔・欺き」、「困惑」は、必要な明確性を備えている。
  - ・「…等」は、対象行為が広範で不明確なため、拡大解釈されるおそれがあり、刑罰を伴う禁止規定として不適切であり、採用しない。
  - ・「その心身の未成熟」は、「子ども」＝「心身の未成熟」と一律に拡大解釈されるおそれが否定できないため、採用しない。
- 「困惑に乗じて」は、困惑状態にある子どもを対象に性行為等を行う状況である。対象を広くする効果があるが、構成要件の明確性の面での問題はない。
- 最高裁判例の第二類型（単に自己の性的欲望・・・）は、主観的であり、通常、性行為には性的欲望の満足が伴い、構成要件としての明確性に疑問があることから、採用しない。

### 【参考2】最高裁判決（昭和60年10月23日）

「淫行」とは、広く青少年に対する性行為一般をいうものと解すべきものではなく、

#### ※第一類型

青少年を誘惑し、威迫し、欺罔し又は困惑させる等その心身の未成熟に乗じた不当な手段により行う性交又は性交類似行為のほか、

#### ※第二類型

青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為をいう。

## 4 その他

- ・大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもと性行為に及ぶことなどは、大人の責任として許されないことを基本的考え方に明記する。
- ・量刑は、子どもの性被害の重大さに鑑み、条例による罰則の上限である2年以下の懲役又は100万円以下の罰金とする。
- ・知的障がい児を保護対象として規定する提案は、「知的障がい」は法令上、一般的な定義がなく、実際にも境界が不明確であることから規定は置かず、予防のための教育や被害者支援により対応する。

## 【周辺行為について】

(子どもにわいせつな行為をさせる)

- ・ 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為をさせてはならないものとする。 (罰則なし)

### 【座長整理案の考え方】

#### 1 立法事実の確認

- ・ 県警で公表した 17 事例の中に該当する事例はない。
- ・ 他都道府県での検挙事例も確認できない。

#### 2 規定の必要性

- ・ 県内での立法事実の確認ができないことや刑罰法規の謙抑性の観点から、罰則は付さないこととするが、禁止事項として規定することは意義があり、規定の必要性がある。
- ・ 全国では、10 道県（「わいせつな行為」と表現）で規定している（全て罰則付き）。
- ・ 子どもに「淫行をさせる」については、児童福祉法に処罰規定があるため、「わいせつな行為をさせる」に限定し規定する。

(子どもに性行為又はわいせつな行為を「教える」、見せる)

- ・ 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為若しくはわいせつな行為を見せ、又は教えてはならないものとする。 (罰則なし)

### 【座長整理案の考え方】

#### 1 立法事実の確認

- ・ 県警で公表した 17 事例での中に該当する事例がない。
- ・ 他都道府県では 44 道府県（「淫行又はわいせつな行為」と表現）で規定があり、検挙事例も確認できる（東京都、大阪府は規定なし）。

#### 2 規定の必要性

- ・ 県内での立法事実の確認ができないことや刑罰法規の謙抑性の観点から、罰則は付さないこととするが、禁止事項として規定することは意義があり、規定の必要性がある。
- ・ 不特定多数の者が認識できる場所での行為は刑法(公然わいせつ罪)が適用される。
- ・ 性教育は自己の性的好奇心を満たす目的ではないので該当しない。

## 2 深夜外出の制限について

- ・ 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜（※）に子どもを外出させないように努めなければならないものとする。 （罰則なし）  
※午後11時から翌日午前4時までの時間。
- ・ 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならないものとする。 （罰則：30万円以下の罰金を科するものとする。）
- ・ 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならないものとする。 （罰則なし）
- ・ 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならないものとする。 （罰則なし）

### 【座長整理案の考え方】

#### 1 立法事実の確認

- ・ 全国の青少年保護育成条例の深夜外出制限規定違反の検挙人数は、H25年は1,255人、H26年は1,210人である。（46都道府県で規定あり、新潟県のみ処罰規定なし）
- ・ 県内の深夜はいかい補導人数は、H25年は、2,987人、H26年は、2,957人である。
- ・ 県警で公表した17事例では、6件が深夜における事例である。

#### 2 規定の必要性

- ・ 深夜に保護者の同意なく子どもを連れ出すこと等は悪質で、重大な性被害につながるおそれがあるため、処罰規定を置く必要がある。
- ・ 深夜外出する子どもに対し、社会全体で帰宅を促す必要がある。  
（大阪府寝屋川市の児童連れ去り殺害事件等の重大事件の例）

#### 3 その他

- ・ 県民総ぐるみで、深夜に外出している子どもに対し帰宅を促すことを基本的考え方に明記する。
- ・ 「その他正当な理由」とは、急病、火災等の事故のほか、児童虐待等、保護者が正常な監護をしていない場合が考えられる。

### 3 その他

#### (1) 「適用上の注意」に関する規定について

##### 【基本的考え方】

- ・ 条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意するとともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならないものとする。

##### 【座長整理案の考え方】

#### 1 規定の必要性

- ・ 公権力の介入や恣意的な運用による自由な恋愛の阻害や国民の行動が規制される恐れについて、濫用防止規定を設け謙抑的な対応を担保する。
- ・ 子どもの思いに寄り添った対応の必要性があることから、「子どもの最善の利益の尊重」を明記する。

#### 2 その他

- ・ 「県民」ではなく、「国民」とするのは、他県からの旅行者など権利の保護対象は県民に限らないためである。
- ・ 「不当に侵害しないように」とは、この条例のモデルの範囲を超えて国民の権利を制限したり、義務を課したりしてはならないことを明らかにしたものである。

#### (2) 子どもに係る免責規定について

##### 【罰則の適用】

- ・ この条例の罰則は、子どもに対しては、適用しない。この条例に違反する行為をしたとき子どもであった者についても、同様とする。

##### 【座長整理案の考え方】

- ・ 子どもを見守り、支えるべき大人の子どもの成長発達を阻害する行為を規制することにより、子どもの性被害防止を図るものであり、子どもの免責規定を置くことが適切である。
- ・ 行為者が子どもである場合は、教育やカウンセリング等に対応する。